

五城目町職員定員適正化計画(第5次)

(R7～R11)

※五城目町行政改革推進プログラムに基づく令和11年度までの定員適正化計画

令和6年11月

五城目町総務課

1. 第5次定員適正化計画策定の趣旨

五城目町職員定数条例（昭和30年五城目町条例第4号）で定める職員の定数について、住民が安全・安心に暮らせる町づくりを推進する五城目町行政改革推進プログラムに併せて適正化を図るため計画を策定するものである。

本町の職員の定員適正化については、平成17年度に策定した「五城目町自立計画」から令和元年度に策定した「五城目町第6次行政改革推進プログラム」までにおいて五城目町職員定員適正化計画を策定し、計画に基づき実施してきた。

これまでの計画では、職員数の目標として平成17年度の職員数174人に対し適正な職員数を50人減の124人としながら、令和6年度までの職員数を143人と定めて計画を推進してきたが、令和6年度4月1日現在の職員数は131人であり、計画に対し12人減の職員数となっている。

しかしながら、今後更に進行するであろう少子高齢化に伴う高齢者世帯の増加や人口減少の中で、子ども子育て施策などの国の重要施策や空き家対策、令和4年、令和5年の大雨災害を教訓とした防災対策などの町の重要施策を推進するためには、AIやRPAなどのDX推進等を図るとともに、マンパワーが必要不可欠であることから、安心、安全な町の未来を創造するために適正な職員数の確保を図るものである。

2. 定員管理の現状

現行の定員適正化計画は、平成17年度の職員数を基準として令和6年度までに31人（基準の17.8%）の削減を目標としていた。

この間、定年退職者の再任用制度、早期退職者募集制度及び定年延長制度の導入等が開始されたが、令和6年4月1日までに43名（基準の24.7%）削減することができた。

平成17年度からの職員数の状況は、次のとおりである。

（各年4月1日現在、単位：人）

	H17	H22	H23	H24	H25	H26
計画数値	174	155	155	153	149	145
実績数値	174	153	151	150	147	144
採用者数	0	2	3	7	4	5
退職者数	6	5	8	7	8	9
	H27	H28	H29	H30	R元	R2
計画数値	139	141	142	142	143	137
実績数値	139	138	138	133	135	137
採用者数	3	3	3	4	6	6
退職者数	6	10	9	4	8	6
	R3	R4	R5	R6	減員数	減員率
計画数値	140	142	143	143	△31	17.8%
実績数値	138	138	135	131	△43	24.7%
採用者数	6	7	5	7		
退職者数	9	11	3			

3. 類似団体別職員数との比較

令和5年4月1日現在の職員数を用いた「類似団体別職員数の状況（R5.4.1 現在）」による類似団体との比較は、次のとおりである。

(単位：人)

	五城目町	類似団体 (単純値)	類似団体 (修正値)	単純値と の比較	修正値と の比較
議会	1	2	2	△1	△1
総務	27	31	33	△4	△6
税務	8	7	7	1	1
民生	6	25	10	△19	△4
衛生	7	11	9	△4	△2
労働					
農林水産	13	8	9	5	4
商工	7	5	6	2	1
土木	7	9	8	△2	△1
一般行政計	76	99	84	△23	△8
教育	16	18	14	△2	2
消防	28	1	27	27	1
特別行政計	44	19	41	25	3
普通会計計	120	117	125	3	△5

※水道・下水道・国保事業・介護事業等の公営企業等会計部門の職員は含まれない。

類似団体：全国の市町村を人口と産業構造を基準にグループに分け、そのグループごとに普通会計部門（一般行政部門と特別行政部門）の職員数の人口1万人当たりの数値を算出し指標としたものである。（五城目町は、人口5,000人～10,000人、産業構造：Ⅲ次60%以上の類型（全国で78団体）に属する。）

指標：団体の大まかな状況を把握する場合には単純値を、実際の職員配置を反映させた状況を把握する場合には修正値を用います。単純値と修正値は総務省で毎年見直し、改定されます。

- ・一般行政部門

単純値において大きく下回っている。

税務、農林水産及び商工部門の職員数が、単純値及び修正値とも上回っている。

- ・特別行政部門

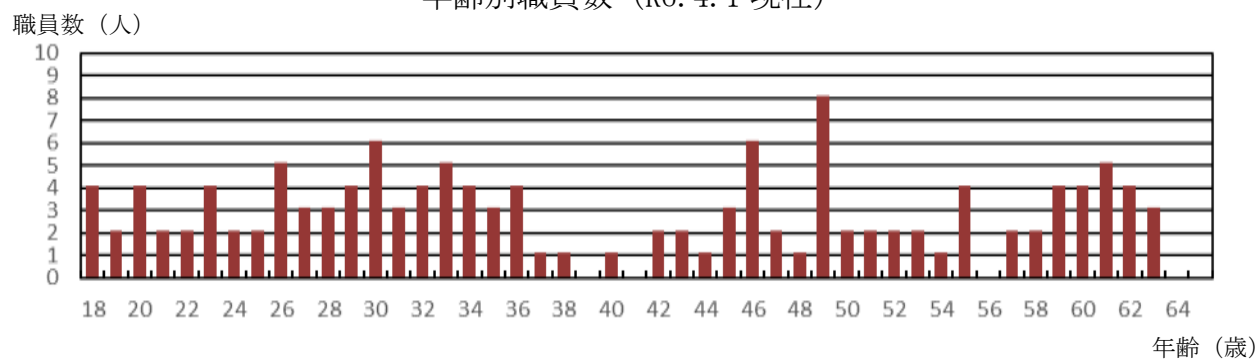
単純値において大きく上回っている。

消防部門の職員数では、単純値を大幅に上回っているが、修正値では1名上回っている。

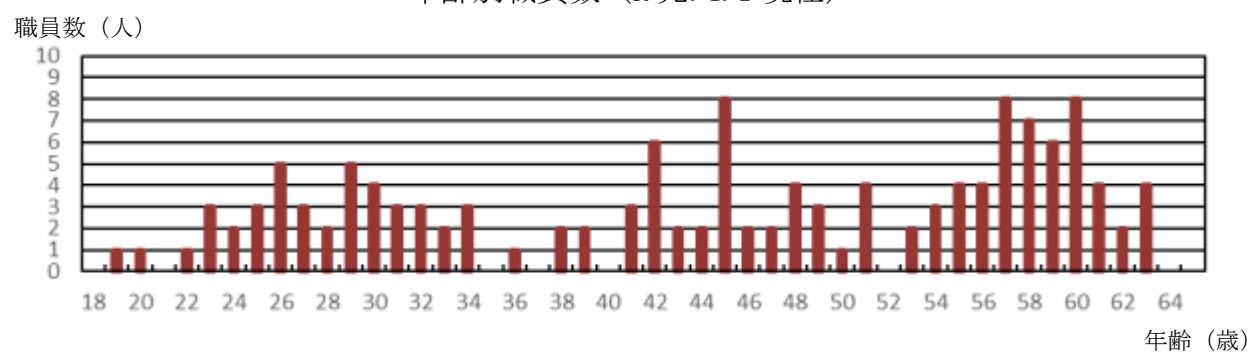
4. 定員適正化の基本的考え方

令和元年4月1日現在と令和6年4月1日現在の職員分布を比較すると、全体及び消防職員を除いた一般行政職ともに36歳以下では職員数が平準化されているものの、特に37歳から48歳、54歳から57歳までは構成に偏りがあり、職員がいない年齢もあることから、社会人経験者採用等によりこの年齢の職員確保が必要があり、職員の年齢構成を考えた定員適正化計画と各部局の人員配置に留意していく必要がある。

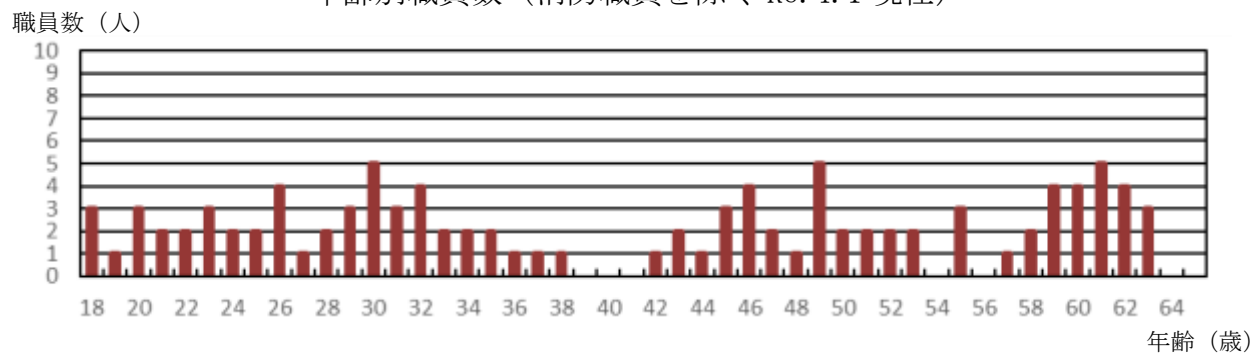
年齢別職員数（R6. 4. 1 現在）



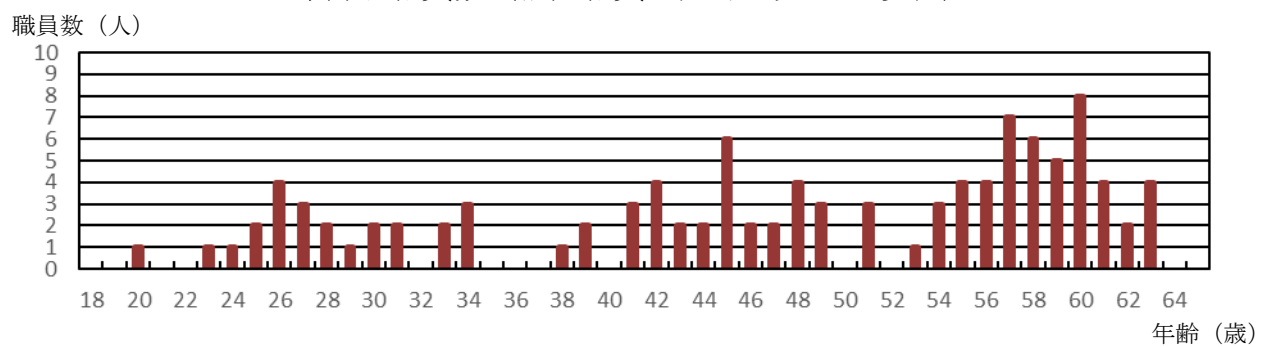
年齢別職員数（R 元. 4. 1 現在）



年齢別職員数（消防職員を除く R6. 4. 1 現在）



年齢別職員数（消防職員を除く R 元. 4. 1 現在）



◇今後の定員適正化の取組方針

- ①定員適正化計画の推進は、「五城目町第7次行政改革推進プログラム」を基にして、取組みを進める。
- ②事務事業の見直し、組織・機構の見直し、施設の管理を含む民間委託、A I ・ R P A等を含むD X化の推進により、行政事務の効率化に取り組む。
- ③将来を見据えた長期的な視点から、これからの五城目町を担う人材を計画的に確保することを踏まえ、経験者採用を含め、年度ごとの新規採用者数の平準化に努める。
- ④職員の意欲や能力を最大限に引き出し、組織を活性化させる人事制度の確立に努める。
- ⑤国における制度改正や社会状況の変化等により、業務量に急激な変化が生じて定員管理に影響を及ぼす場合には、必要に応じて定員適正化計画を見直すものとする。

◇対象職員

定員適正化計画における対象職員は、再任用職員を含む一般職に属する職員で、地方自治法第172条第3項の規定により五城目町職員定数条例（昭和30年五城目町条例第4号）第2条に規定する定数内職員をいう。

5. 定員適正化の数値目標

職員の定員適正化の数値目標は、前期計画の目標値である職員数143人を上回らないものとし、財政事情及び社会情勢の変化等により必要があれば随時計画を変更するものとする。また、早期退職者募集制度による退職者については計画に含めないものとし、当該制度による退職者が出た場合には、随時採用枠を増員して対応するものとする。なお、消防職員については、計画期間においては、消防力の整備指針による基準職員数の充足率を50%以上にするために、計画期間内において出動体制などを考慮した目標職員数である36名を今後10年以内に達成するため、今期計画では令和11年度まで34名まで増員させることとする。

当該計画期間の最終年度である令和11年度における4月1日現在の職員数の数値目標を139人とする。年次別数値目標は、次のとおりとする。

(単位：人)

区 分	基準数値				各年4月1日の職員数					増減数 (R11-R6)
	H20	H26	R 元	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
一般行政職	129	115	96	90	96	98	97	99	100	10
再 任 用			10	12	11	8	8	7	5	△7
消 防 職	26	29	29	29	30	31	32	33	34	5
合 計	155	144	135	131	137	137	137	139	139	8
採用(見込)	1	5	6	7	16	3	3	3	4	
退職(見込)	8	9	8	9	0	3	0	2	0	

○参考：令和12年度～令和17年度退職予定者数

(単位：人)

	R12	R13	R14	R15	R16	R17	計
退職者(見込)	2	0	0	3	1	2	8